

(別添)

臨時試験への漁船員の追加受入実施要領

1. 追加受入可能な臨時試験

(1) 臨時試験の範囲

漁船員の追加受入が可能な臨時試験は、4級海技士（航海）、5級海技士（航海）、6級海技士（航海）、内燃機関4級海技士（機関）、内燃機関5級海技士（機関）及び内燃機関6級海技士（機関）を対象とした臨時試験とする。なお、口述試験については、口述試験を実施することが計画されている臨時試験であって、臨時試験の主催者（以下単に「主催者」という。）により確保された試験会場が本要領に基づく追加受入れ受験者を対象として行う口述試験まで使用可能であり、かつ、海技試験官の対応が可能な場合に限り実施する。

(2) 連続した臨時試験の受験

本要領に基づく臨時試験の受験については、受験希望者が等しく受験できる機会を確保するため、定期試験の実施頻度を踏まえ、受験した月の翌月及び翌々月の臨時試験を受験することは認めない。

例えば、6月の臨時試験を受験した場合、7月及び8月に実施される臨時試験については受験することは認めない。

2. 臨時試験の調査

地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は、次年度に臨時試験を実施する予定があるときは、その結果を臨時試験実施予定情報（別紙1）により、3月上旬までに国土交通省海事局（以下「本省」という。）に送付する。

3. 確認結果の送付

(1) 追加受入可能な臨時試験実施予定情報の大日本水産会への送付

本省は、地方運輸局から2.の送付を受けたときは、当該情報を一般社団法人大日本水産会（以下「大日本水産会」という。）に送付する。

(2) 追加受入可能な臨時試験の確認

大日本水産会は、本省から3.（1）の送付を受けたときは、水産団体等を経由して受験希望者に当該情報を送付する。

4. 追加で受入れる受験者の決定

(1) 受験者の受入確認

大日本水産会は、水産団体等より受験希望者数の報告があったときには、主催者に対して、追加の受入れの可否について確認を行い、その結果を臨時試験毎に受験希望者リスト（別紙2）に記入し、受験を希望する臨時試験の試験開始日の1月前までに本省に送付する。

(2) 承諾内定の決定

本省は、大日本水産会から受験希望者リスト（別紙2）の送付を受けたときは、該当する地方運輸局に送付する。地方運輸局は海技試験官の対応に支障がないことを確認する。確認した結果を受験希望者リスト（別紙2）に記載し、速やかに本省に送付する。本省は地方運輸局からの送付を受けた受験希望者リスト（別紙2）をとりまとめ、承諾の内定として大日本水産会に送付する。

5. 受験希望者への通知

(1) 受験希望者への内定の連絡

大日本水産会は、本省から4.(2)の送付を受けたときは、速やかに受験希望者の受入可否について、水産団体等を経由して受験希望者へ連絡する。なお、内定連絡を行う受験希望者に対しては、5.(3)のとおり、主催者側の都合のために受入不可となる場合があることを申し添えること。

(2) 受入情報の変更

地方運輸局は、主催者から、受入に関する情報を変更する旨の報告を受けたときは、受験希望者リスト（別紙2）を修正するとともに、本省に送付すること。本省は、地方運輸局から受験希望者リスト（別紙2）の送付を受けたときは、大日本水産会に送付すること。

大日本水産会は、受験希望者に対し、水産団体等を経由して連絡すること。

(3) 受入可否情報の変更

地方運輸局は、5.(1)の連絡後に、主催者から、受入不可となる旨の報告を受けたときは、受験希望者リスト（別紙2）に取消日を記入の上、速やかにこれを本省に送付する。本省は、地方運輸局から連絡を受けたときは、大日本水産会に送付すること。

大日本水産会は、受入不可となった受験希望者に対し、水産団体等を経由して連絡すること。

5. 受験申請

本要領による臨時試験の受験希望者の受験申請手続きについては、船舶職員及び小型船舶操縦者法事務取扱要領（以下単に「事務取扱要領」とする。）に掲げる手続きとする。

6. 受験結果の記録

本要領による受験者の試験記録については、地方運輸局は事務取扱要領第75条により海技士国家試験関係記録簿へ所要の事項を記載するとともに、記事欄に「追加受験者」と記載することとする。

7. その他

本要領に定めのない事項が発生した場合は、関係者と協議の上、本省が対応を指示する。